

## 令和3年度第2回高知県犯罪被害者等支援推進会議でいただいたご意見に対する県の考え方

No	概要	第2回推進会議でいただいたご意見	意見に対する県の考え方
1	SNSによる広報の体制整備	・県のホームページのFaceBookやtwitterを利用し、補助金やその他支援制度等の広報・周知をすることを検討してほしい。既存の媒体を使うことでハードルは下がる。	・県のホームページの既存の媒体として、twitterを利用し、イベント情報等の周知をしていきます。
2	補助金の申請	・補助金のオンライン申請は可能か。 ・補助金に関するFAQ等を用意しているか。	・補助金申請には面接相談等が必要であるため、オンライン申請については対応していません。 ・面接相談や申請補助を委託しているうち被害者支援センターにおける対応のためのFAQを作成し、補助金に関する不明点について問合せいただければ対応できるようにしていますが、被害者等が相談の手前で参考にできるFAQの作成も検討します。
3	補助金の情報収集(ホームページ)	・県のホームページのトップページから、補助金のページにたどり着くまでが、非常にわかりにくい。ホームページの内容変更や検索方法の手順書を作成し配布するなど検討してほしい。	・県のホームページの利便性について、県全体でホームページの見直しを図る際に、貴重な意見として参考にさせていただきます。 ・補助金のページを閲覧していただきやすいよう、制度周知の広報物に、バーコードを載せるなどの対応をしていますが、さらに改善できる方法がないか検討します。
4	補助金の広報・周知	・対象となり得る被害者への周知の実態の把握のため、各支援機関別に紹介件数等を調べる必要があるのではないか。 ・被害直後の被害者は、自分が補助金の対象となるのか等考える余裕もない。支援をする側が、補助金を紹介するだけに留まらず、「センターにつなぐ」など、補助金を強く勧める一歩踏み込んだ周知が必要である。 ・県民への広報・周知も重要であるが、補助金制度の利用を考えると、被害者支援に携わる者への周知の徹底が重要である。特に、当該補助金は、警察へ被害届等を出すことが困難な場合の被害者も対象となり得るため、被害直後に接する機関が制度を認知していることは利用促進につながる。	・いただいたご意見に対する県の考え方について、 <u>資料2 高知県犯罪被害者等支援事業費補助金の広報・周知について</u> に取りまとめました。
5	法律相談費用の助成	・高知県と高知弁護士会が締結した法律相談に係る協定では、助成対象は、身体犯の被害者等となっているが、経済犯(特殊詐欺等)の被害者等の相談も対象とするよう検討いただきたい。	・協定締結に際し、まずは、身体犯の被害者等への法律相談への助成としましたが、経済犯の被害者への相談業務については、実態把握や先行県の対応等を確認のうえ、検討させていただきます。
6	令和4年度取組	・PDCAの進捗確認により見えてきた課題のうち、令和4年度の予算に反映しているもの(しようとしている)はあるか。 ・広報・周知は予算がついていなくてもできることも多い、本日出た意見等踏まえ、令和4年度取組の方向性を示してほしい。	・令和4年度施策のポイントや予算拡充項目、スケジュールについて <u>資料3 令和4年度犯罪被害者等支援事業及び</u> <u>資料4 令和4年度犯罪被害者等支援スケジュール</u> に取りまとめました。